

熊本学園大学における人を対象とする研究倫理指針

(目的)

第1条 この指針は、熊本学園大学（以下「本学」という。）における学術研究のうち、人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動、態度について倫理的指針及び研究計画の審査に関する事項を定める。

(研究の基本)

第2条 研究者が人を対象とする研究を行う場合、人間の尊厳及び基本的人権を重んじ、倫理的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、個人の情報、データを収集・採取する場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(定義)

第3条 「人を対象とする研究」とは、個人または集団を対象として行う、臨床・臨地・人文社会科学の調査及び実験をいう。人を対象とする研究は、個人または集団の行動、心身もしくは環境等に関する情報の収集、採取を含む。

2 「研究者」とは、本学の教員のほか、本学で研究活動に従事する者のことをいう。大学院生については、研究に携わるときには「研究者」に準ずるものとする。

3 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報、データを提供する者をいう。

(研究者の責務)

第4条 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究対象者に対して研究目的、研究計画および研究成果の発表方法等について、分かりやすく説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、研究対象者に対し何らかの身体的、精神的負担または苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況を分かりやすく説明し、理解を得るようにしなければならない。

3 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取したときは、当該目的以外には利用しない旨を文書にて公表しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、前条の責務を踏まえて、予め研究対象者の同意を得るものとする。研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者からの同意を得なければならない。

2 「研究対象者の同意」には、個人の情報またはデータ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

4 研究対象者からの同意は、原則として文書により行い、研究者はその記録を適切な期間保管しなければならない。同意を撤回した場合は、その情報、データ等を破棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集・採取、処理する場合は、この指針の趣旨に則った契約を締結しなければならない。

(授業における収集・採取)

第7条 研究者が、授業、演習、実技、実験・実習等の教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、予め受講生の同意を得るものとする。

(研究計画等の申請および審査)

第8条 本学は、研究者が人を対象とする研究を開始するときには、研究者からの申請に基づき、研究計画等の審査を行うものとする。

2 前項の目的を達成するために、熊本学園大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 研究計画等の審査を申請する者は、所定の研究計画等審査申請書を、委員会に提出する。

4 審査の手続等に関する事項は別に定める。

(改廃)

第9条 この指針の改廃は、委員会の議を経て、教授会が審議した後、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この指針は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成29年4月1日から施行する。